

## 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成17年12月20日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第19条に基づき、「(仮称)川崎戸手4丁目再開発事業」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社新日本建物 代表取締役 村上 三郎 東京都新宿区岩戸町 5 番地 1
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎戸手4丁目再開発事業
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区戸手四丁目地内 (区域面積:5,017.75㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の新設(地下1階、地上22階)
	指定開発行為の内容	計画戸数:308 戸、計画人口:854 人、最高高さ:69.98m 建築面積(合計): 1,987.55 ㎡、延べ面積:26,713.56 ㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成18年 6月 完了予定:平成20年 9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成 17 年 12 月 20 日 (火) ~平成 18 年 2 月 2 日 (木) (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
	縦覧場所	川崎市:川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室) 大田区:六郷特別出張所、矢口特別出張所及び大田区役所(環境保全課)
	意見書の提出	<ul> <li>・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> <li>【意見書の提出】</li> <li>提出期限:平成18年2月2日</li> <li>(郵送の場合は、平成18年2月2日消印有効)</li> <li>意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。</li> </ul>
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm